

このたびは、株式会社ジェイコム各社*(以下、「弊社」といいます。)が提供する、「自転車生活サポート(以下、「本サービス」といいます。)」にお申し込みいただき、ありがとうございます。本サービスは弊社が定める「自転車生活サポート規約」に基づいてご提供いたしません。

本書は、本サービスのご契約にあたり、お客さまにご確認いただきたい事項を説明しております。内容について本サービスのお申し込みまでにご確認いただき、あらかじめご了承のうえご利用ください。

*株式会社ジェイコム各社とは、株式会社ジェイコム札幌、土浦ケーブルテレビ株式会社、株式会社ケーブルネット下関、株式会社ジェイコム九州、株式会社ジェイコム東京、株式会社ジェイコムさいたま、株式会社ジェイコム千葉、株式会社ジェイコム湘南、株式会社ジェイコムイースト、株式会社ジェイコムウエスト、株式会社ジェイコム市川、株式会社ジェイコム東葛葛飾、株式会社ジェイコム八王子、株式会社ジェイコム日野、株式会社ジェイコム多摩、株式会社ジェイコム武蔵野三鷹、株式会社ジェイコム南横浜、株式会社ジェイコム千葉セントラル、株式会社ジェイコム港新宿、株式会社ジェイコム中野、株式会社ジェイコム足立、株式会社ジェイコム北関東、株式会社ジェイコム川口戸田、株式会社ジェイコム大田、のいずれかとテレビ、インターネット、電話サービスなどをお客さまが契約している法人です。

□ **ご契約条件について**

1. 弊社が提供する J:COM TV、J:COM NET、J:COM PHONE、緊急地震速報サービス(以下、「J:COM サービス」といいます。)に新たにお申し込みいただくと同時に、本サービスをお申し込みいただきご利用される方。
2. 既に、J:COM サービスにご加入いただいております、新たに本サービスをお申し込みいただきご利用される方。
3. 弊社が認める加入の条件を満たされている方。

□ **自転車生活サポートについて**

1. 本サービスは、お客さまが自転車生活サポート専用ダイヤルに自ら電話し、所定の事項を申告して自走不能地点への出動を要請することにより利用可能となる、自転車を自走不能地点からお客さまが指定する場所まで搬送するサービス(以下「自転車ロードサービス」といいます。)に、自転車搭乗中のケガや加害事故時の賠償などのトラブルに備えた保険(以下「『自転車生活サポート』付帯保険」といいます。)が付帯されたサービスです。
2. 自転車ロードサービスは弊社が自転車ロードサービスにつき、お客様の委託を受けて自転車ロードサービスの提供会社(以下「自転車ロードサービス提供会社」といいます。)に対し取次を行い、当該対象顧客に対して実際に自転車ロードサービスが提供されるようにするサービスです。
3. 「自転車生活サポート」付帯保険は、被保険者(補償の対象となる方)が保険期間中に自転車に係る事故によって傷害(ケガ)を被った場合に保険金をお支払いする保険です。「自転車に係る事故」とは自転車に乗っている間の事故や、自転車に乗っていないときに運行中の自転車と衝突・接触した事故をいいます。

□ **本サービス月額基本料金について**

サービス名	ご提供料金
自転車生活サポート	400 円(税抜)

※ J:COM サービスの月額基本料金が別途必要です。

※ 既に弊社が提供する J:COM サービスにご加入のお客さま(自転車生活サポートと併せて J:COM サービスの追加申込みを行うお客さまを含みます。)の場合、お客さまのお申込みを弊社が承諾した日の属する月は無料とし、お客さまのお申込みを弊社が承諾した日の属する月の翌月から月額基本料金を請求します。J:COM サービスの新規申込みと同時に本サービスのお申込みをされたお客さまの場合、J:COM サービスの工事完了日の属する月は無料とし、J:COM サービスの工事完了日の属する月の翌月から月額基本料金を請求します。解約月は1ヶ月分の月額基本料金を請求します。

□ **お申し込み時の注意事項**

1. 自転車ロードサービスのご利用にあたってはお客さまが自ら自転車生活サポート専用ダイヤルに電話し、所定の事項を申告する必要があります。
2. 搬送距離が20km以下の場合、自転車ロードサービスの利用料金は月額基本料金に含まれます。
3. 搬送距離が20kmを超える場合、別途自転車ロードサービス提供会社とお客さまが合意の上、搬送距離が20kmを超える部分の搬送費用をお支払い頂くことにより、自転車ロードサービスの提供を受けることができます。
4. ご契約者またはその配偶者の同居の親族(ご契約者の6親等内の血族または3親等内の姻族)、ご契約者の未婚の子および配偶者(ご契約者と同居しない者を含みます)のみが本サービスを利用することができます。
5. 自転車ロードサービスの出動要請を行う方が未成年者である場合、自転車ロードサービスの利用について親権者であるお客さまの了承が得られた場合に限り、自転車ロードサービスの提供を行います。
6. お住まいのエリア・交通事情・気象状況等により、サービスの提供に時間がかかる場合や、サービスの提供ができない場合があります。
7. 本サービスのご契約者は、株式会社ジュピターテレコムがau損害保険株式会社との間で保険契約を締結する同社のスタンダード傷害保険に自動的に加入し、当該保険の被保険者となります。なお当該保険の詳細については、下記「自転車生活サポート」付帯保険について、および「自転車生活サポート付帯保険規約」に定めるとおりとします。

□ サービス提供開始日について

(例)7月に自転車生活サポートをお申し込み頂いた場合

	契約成立日	サービス提供開始日	
	7月	8月	9月
サービスの提供	サービス提供不可	サービス提供可	
月額基本料金	月額基本料金は発生しない	(契約成立日が属する月の翌月以降)月額基本料金が発生	

□ 自転車ロードサービスについて

1. 自転車ロードサービスの利用可能時間および利用可能地域は、以下のとおりです。
 - (1) 利用可能時間:24時間 365日
 - (2) 利用可能地域:日本国内(ただし一部離島は除く)
2. 以下の場合を初めとして、自転車ロードサービスの適用対象外となる場合があります。詳細は自転車生活サポート利用規約をご確認ください。
 - (1) 対象自転車の盗難・紛失
 - (2) お客さまから専用フリーコールへの事前連絡がない場合
 - (3) 対象自転車の鍵の紛失もしくは盗難または対象自転車の不具合等により、対象自転車を開錠できない場合
 - (4) ご契約者等の故意または重大な過失
 - (5) ご契約者等の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
 - (6) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - (7) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波その他の天災地変
 - (8) ご契約者等が自転車生活サポート利用規約に違反した場合
 - (9) その他サービス提供会社が自転車ロードサービスの利用方法等が不適切と判断した場合

□ 「自転車生活サポート」付帯保険について

補償の概要

「自転車生活サポート」付帯保険は、被保険者(補償の対象となる方)が保険期間中に自転車に係る事故(※)によって傷害(ケガ)を被った場合に保険金をお支払いする保険です。
 ※「自転車に係る事故」とは自転車に乗っている間の事故や、自転車に乗っていないときに運行中の自転車と衝突・接触した事故をいいます。

【補償の内容等】

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
入院一時金	事故によるケガのため、事故発生の日からその日を含めて180日以内に、免責日数(2日)を超えて入院された場合	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">1万円 (入院一時金額)</div> <p>※1回の入院につき、1回のお支払いが限度となります。(退院後、再入院した場合は合わせて1入院として取扱います。)</p>	次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。 <ul style="list-style-type: none"> 被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 被保険者の闘争行為、自殺行為、犯罪行為 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変、暴動(注1) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 競技・競争もしくは興行またはこれらの練習のため自転車に搭乗している間の事故 ブレーキ等の制動装置を備えていないために、交通の危険を生じさせるおそれがある自転車に搭乗している間の事故 むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの(注2) 細菌性食中毒・ウイルス性食中毒 など (注1)テロ行為によるケガに関しては、自動セットされる「テロ行為補償特約(条件付)」により、保険金お支払いの対象となります。 (注2)被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
個人賠償責任保険金(特約)	被保険者が日常生活における偶然な事故や住宅の所有(注)、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人を死傷させたり、他人の物に損害を与えたりした結果、第三者に対して法律上の損害賠償責任を負った場合(注)住宅には別荘など一時的に居住する住宅を含みます。	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">損害賠償金の額－自己負担額(0円)</div> <p>※1回の事故につき個人賠償責任保険金額(1億円)を限度とし、別枠で約款所定の費用(損害防止軽減費用等)をお支払いすることがあります。 ※賠償額の決定については、事前に引受保険会社の承認が必要です。 ※他の保険契約または共済契約から保険金が支払われている場合には、保険金を差し引いてお支払いすることがあります。</p>	(1)次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。 <ul style="list-style-type: none"> ご契約者または被保険者の故意 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動(注) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 (注)テロ行為によって発生した損害に関しては、自動セットされる「テロ行為補償特約(条件付)」により、保険金お支払いの対象となります。 など (2)次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払いできません。 <ul style="list-style-type: none"> 職務遂行に直接起因する損害賠償責任 <ul style="list-style-type: none"> 職務の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
賠償事故解決特約	個人賠償責任保険金をお支払いする法律上の損害賠償責任が発生した場合に、被保険者からのお申出により、引受保険会社が被保険者のために折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続きを行う(注)特約です。 (注)示談交渉等をお引き受けできない場合もあります。詳細は、普通保険約款・特約をご確認ください。		<ul style="list-style-type: none"> 同居する親族に対する損害賠償責任 第三者との間の約定によって加重された損害賠償責任 心神喪失に起因する損害賠償責任 航空機・船舶・車両(人力のものやゴルフ・カートを除きます)の所有・使用または管理に起因する損害賠償責任 など

【被保険者(補償の対象となる方)】

「自転車生活サポート」会員ご本人、ご本人の配偶者、ご本人または配偶者の同居の親族(ご本人の6親等以内の血族・3親等以内の姻族)・別居の未婚のお子さま(注)となります。
 (注)未婚とは婚姻歴のないことをいいます。

【補償開始日時・保険期間】

「自転車生活サポート」提供開始日の午前0時から補償開始となり、会員期間中補償が継続されます。
 (注)なお、「自転車生活サポート」を解約された場合は、その手続きをされた日の翌月1日午後4時をもって補償が終了します。

【事故が発生した場合は】

万一事故が発生した場合は、30日以内に「自転車生活サポート」の【自転車生活サポート専用ダイヤル】にご連絡ください。ご連絡がないと、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

【お申込みにあたってのご注意】

・「自転車生活サポート」付帯保険は、保険契約者を株式会社ジュピターテレコム、取扱代理店を KDDI 株式会社、引受保険会社を au 損害保険株式会社とするスタンダード傷害保険の商品付帯契約です。被保険者(補償の対象となる方)の方の保険料負担はありません。

・上記補償内容については概要を説明したものです。詳しくは au 損害保険株式会社のホームページにあるスタンダード傷害保険ご契約のしおり(普通保険約款・特約集)をご確認ください(<http://www.au-sonpo.co.jp/>)。

□ 個人情報の取り扱いについて

1. 弊社は、本サービスおよびこれに関連するサービスの提供、運営、料金の請求および品質向上、マーケティング分析ならびに会員等にとって有益と考える情報(弊社等の提供する商品もしくはサービスに関する情報広告を含みますがこれに限りません。)の選定および配信の目的のために、個人情報を利用いたします。
2. 上記 1. の規定にかかわらず、次に掲げる場合にあっては、弊社が購入者の個人情報を利用することがあります。
 - (1) 法令に基づく場合。
 - (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
3. 弊社は、本サービス提供にあたり、本サービスならびにこれに関連するサービスの提供、運営、料金の請求および品質向上の目的達成のため、本サービス会員の個人情報(氏名・生年月日・性別・郵便番号・住所・電話番号・お客様番号・本サービスの加入日および解約日)を暗号化し、情報交換対応者を限定したセキュアな交換方法を利用し、安全に配慮して自転車ロードサービス提供会社へ提供いたします。なお、個人情報の提供にあたっては、自転車ロードサービス提供会社と情報の取り扱いに関する契約を締結しております。
4. 本サービスを申込みにあたり、個人情報をご提供いただけない場合は、本サービスを提供することができません。
5. 本サービスの提供における個人情報の取り扱いは、上記に定めるほか、弊社が別に定める「プライバシーポリシー」に基づき取り扱うものとします。
6. 「自転車生活サポート」付帯保険の引受保険会社である au 損害保険株式会社は、下記の利用目的のみに個人情報を使用いたします。
 - (1) 保険引受の審査、本契約の履行のため
 - (2) 引受保険会社及び取扱代理店が行う他の商品・サービスの案内のためなお、(1)については、利用目的の達成に必要な範囲で、業務委託先、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、再保険会社等に提供することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則(第 53 条の 10)により、利用目的が限定されています。詳細については au 損害保険株式会社のホームページ(<http://www.au-sonpo.co.jp/>)をご覧ください。

B17D320164(1706)

□ その他注意事項

1. サービスをご利用頂く場合は自転車生活サポート専用ダイヤルへご契約者よりご連絡ください。

自転車生活サポート専用ダイヤル	受付時間
0120-983-245	年中無休 24 時間

2. 料金未納に伴う強制解除など、弊社が行うサービスの解除が生じた後に、再度、サービスのご利用をご希望される場合は、新たにご契約が必要となりますので、弊社カスタマーセンターまでご連絡ください。
3. お客さまのお申し出による解除の場合も上記 2. と同様になります。
4. 本サービスのご利用によって生じるお客さまの損害および本サービスのご利用によりお客さまが第三者に対して与えた損害については、弊社の故意または重過失が原因であった場合を除き、弊社は一切の責任を負いません。
5. 本サービスのご利用にあたっては、規約に基づき弊社が不適切と認めた利用者に対しては、本サービスの利用を即時解除する場合があります。なお、弊社が提供する他のサービスについても、同様に契約を解除する場合があります。

□ 弊社が定める規約

自転車生活サポート利用規約 (http://www.jcom.co.jp/area_search/?backto=yakkan_list)

以上
内容現在 2018 年 7 月 1 日